



Security Support

電子公告保管・掲出セキュリティサービス

KeeProve Master

Security Support 1

電子公告を「安全に、確実に、継続的に」Webサイト上に掲載

株式分割や合併などの事象が発生する前に掲載する電子公告は、単に掲載すればよいというものではなく、新聞以上に厳しい制約が法律上で定められています。また銀行法の改正による「決算公告の電磁的開示」や、会社法施行による「招集通知の訂正のインターネット開示」、「株主総会参考書類等の一部の電磁的開示」などインターネット普及による開示の多様化が推進されていますが、一方でサーバのトラブルやハッカーによる改ざん、ウイルスの侵入など、万が一予期せぬ事態が発生した場合には、企業自身に多大な悪影響を与えることになり、ひいては株主や投資家に対しても損害を与えることになってしまいます。当社では電子公告におけるリスクを軽減する保管・掲出セキュリティサービスを提供しています。

ポイント

POINT
1

根拠法令に基づき、適正な開示データを作成するための専門的アドバイスを提供。

- 会社法の電子公告関連根拠条文に基づき、記載項目・内容、掲載期間等の要素が法定要件を満たしているか、専門の見地からアドバイスを行っています。

POINT
2

掲載期間中に改ざんされる可能性を限りなくゼロに。

- データはWebサイト上に露出したままにせず、リクエストごとに呼び出すシステムなので、格納場所が外部から特定できません。また、データの原本同一性を確認した上で表示させるため、原本以外のデータは表示されません。

POINT
3

Webサーバの保守管理体制。

- 情報セキュリティの国際認証規格ISO27001 (ISMS)を全社範囲で取得したプロネクサスグループ内の高セキュリティ・データセンターに、KeeProve Master専用サーバを設置、24時間体制で監視します。

POINT
4

調査機関への申込みまでを一括管理。

- 調査機関への申込みから調査結果の受領、調査費用のお支払いまで全てを代行することで、「申込み忘れ」、「申込み内容の間違い」を防止するとともに業務負荷を軽減。さらにインサイダー情報の一元管理ができます。

電子公告のリスクヘッジにKeeProve Masterを

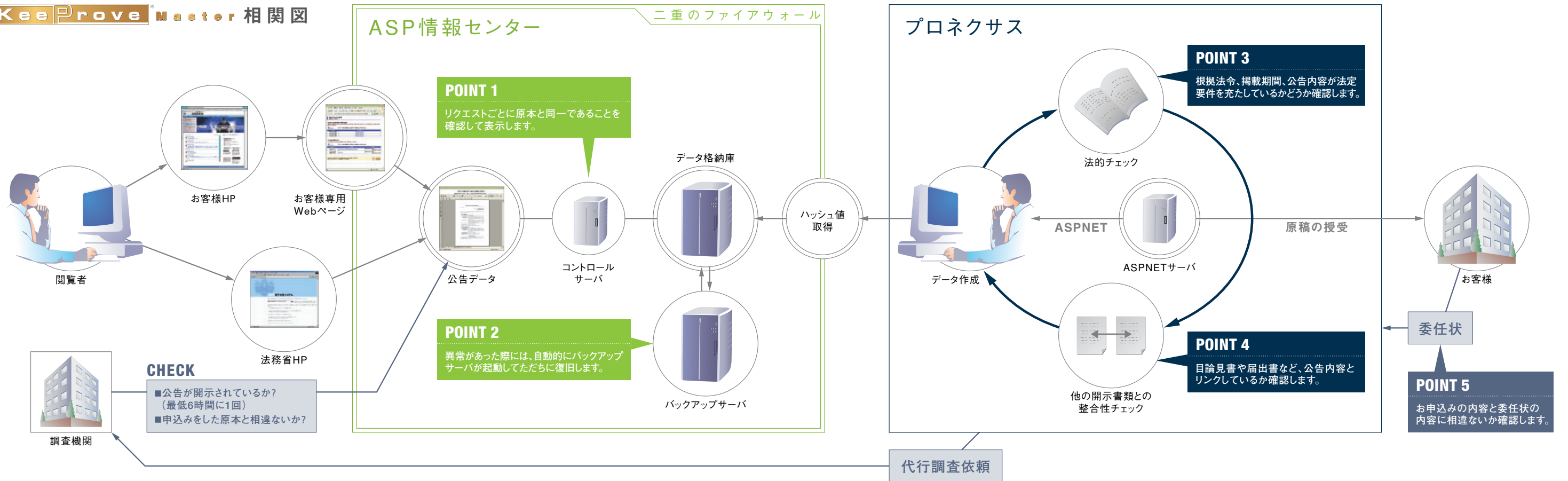
KeeProve Masterはプロネクサスにおける法的ノウハウと、ASP情報センターのハイセキュリティ環境を組み合わせた電子公告のための新システムです。

- 公告の掲載期間や根拠法令は正しいですか？
- 開示内容は法的に満たされていますか？
- 掲載期間中に改ざんされる可能性はありませんか？
- サーバの保守管理は万全ですか？
- 調査機関への調査依頼は正しく行われていますか？

KeeProve Masterで解決します

- ▶ ディスクロージャー研究部による法的チェック、公告以外で当社で作成しているその他の開示書類との整合性を確認します。
- ▶ データはサイト上に露出したままにせず、リクエストごとに呼び出すシステムなので、格納場所が外部から特定できません。また、データの原本同一性を確認した上で呼び出すため、原本以外のデータは表示されません。
- ▶ 経済産業省告示『情報システム安全対策基準』をクリアしたプロネクサスグループ内のKeeProve Master専用サーバに保管し、24時間体制で監視を行います。
- ▶ 調査機関へのお申込みから調査結果の受領、調査費用のお支払いまで全てを代行することで、「申込み忘れ」、「申込み内容の間違い」を防止。さらにインサイダー情報の一元管理ができます。

KeeProve Master 関連図



KeeProve Masterのご利用実績とご利用料金について

日本最多の電子公告掲載実績

▶ お客様への確かなノウハウ提供

登録会社数 **700社超** … 上場企業の6社に1社が利用しています。公告掲載件数 **1,000件超** … セキュリティに厳しい企業も数多く利用しています。

調査依頼までのノンストップ対応

▶ お客様の実務負担軽減

4社の調査機関との提携により、当社1社で電子公告データ作成から調査機関*への調査依頼の代行まで一括して行うことができます。

*当社提携調査機関:株式会社NTTデータ、日本電算企画株式会社、電子公告調査株式会社、グローリー株式会社(2009年7月現在)

強固なサーバとセキュリティによる安心運用 ▶ お客様のリスク回避

ISMSに準拠したサーバールームと多重サーバの稼働、二重のファイアウォールと原本同一性の確認という

「**電子公告を保管するためのシステム**」により、安心して長期間の掲載を行うことができます。

ご利用料金	●年間運営費用 30,000円(税抜)／1年(4月～翌3月) ※初年度は月割りでのご請求となります。	
	●電子公告1件あたり 掲載期間3ヶ月未満 200,000円(税抜)	※左記料金に調査費用は含まれていません。 ※左記料金には、データ作成料金が含まれています。 複数の公告を掲載する場合には、1つの公告につき1件分の料金が発生します。
	3ヶ月以上1年未満 300,000円(税抜)	
	(但し、決算公告に関しては、5年間で一律 170,000円(税抜))	

電子公告掲載例

公告内容	会社法における根拠条文
●基準日設定公告	
①株主総会の議決権に関する基準日設定	第124条第3項
②株式分割の基準日設定	第124条第3項
●募集に関する公告	
・株式募集事項決議公告(但し適用についての特例あり)	第201条第4項
●組織再編に関する公告	
○吸収合併	
①債権者保護手続きにおいて各別の催告を省略するための公告	
・消滅会社が行うもの	第789条第3項
・存続会社が行うもの	第799条第3項
②吸収合併における株主あての通知公告	
・消滅会社が行うもの	第785条第4項
・存続会社が行うもの	第797条第4項
●資本金の減少	
・債権者保護手続きにおいて各別の催告を省略するための公告	第449条第3項